

「まん延防止等重点措置」の適用を踏まえた対応について

国による「まん延防止等重点措置」の適用を踏まえ、以下の2市1町を措置区域とし、感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6及び第24条第9項に基づき、県民、事業者等に対して要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。

1. 措置区域（重点措置を講じるべき区域）

宮崎市、日向市、門川町

2. 期間

令和3年8月27日（金）から9月12日（日）

3. 要請内容

(1) 県民への要請

[法第24条第9項]

- ・ 日中も含め、原則、外出を自粛すること（特に、午後8時以降は徹底すること）
- ※通院、通学、通勤、日常の買物、健康維持のための散歩やジョギング、ワクチン接種などの生活に必要な外出は対象外
- ・ 日常生活に必要な買物などの外出についてもその機会（回数・時間）を半減すること
- ・ 外出する必要がある場合にも、極力、家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避け、マスクの適切な着用、こまめな手洗いや手指消毒の徹底などの基本的な感染防止対策を徹底して行動すること
- ・ 営業時間の短縮を要請した時間（午後8時）以降、飲食店にみだりに出入りしないこと（措置区域のみ法第31条の6第2項に基づく要請）
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は控えること
- ・ 路上、公園等での集団での飲酒など感染リスクが高い行動は行わないこと
- ・ 原則、県外との往来を自粛すること（特に緊急事態措置区域との往来は極力控えること）
- ※隣県が生活圏の場合や、通勤・通学・通院、生活必需品の買い出し等による往来は対象外
- ・ 仕事や冠婚葬祭などでやむを得ず県外から県内に移動する場合は、できるだけ「宮崎県PCRサポート」を活用すること
- ・ 原則、県外からの来県を自粛すること

(2) 飲食店等への要請

○対象施設

- ・食品衛生法に基づく営業許可を受けガイドラインを遵守している飲食店等（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）の専門店を除く）

○要請内容

①宮崎市、日向市、門川町（措置区域）

[法第31条の6第1項]

- 8月27日から9月12日までの間、
- ・午後8時から翌日午前5時まで営業を行わないこと
- ・酒類の提供を行わないこと（終日）※利用者による酒類の店内持込みを含む
- ・飲食を主として業としている店舗においては、カラオケ設備の利用しないこと（カラオケボックスは対象外）（終日）

②県内全域（宮崎市、日向市、門川町を除く）

[法第24条第9項]

- ・午後8時から翌日午前5時まで営業を行わないこと。また、酒類の提供は午後7時までとする。（現在の要請を9月12日まで延長）

<協力金について>

①宮崎市、日向市、門川町（措置区域）

- ・8月27日から9月12日までの期間を通して協力いただいた場合、次により協力金を支給

中小企業：日額3万円～10万円

大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4（日額最大20万円）

②県内全域（宮崎市、日向市、門川町を除く）

- ・現在の取扱いを9月12日まで延長

中小企業：日額2.5万円～7.5万円

大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4（日額最大20万円）

(3)大規模集客施設等への要請

○対象施設

- ・劇場、観覧場、映画館、演芸場など
- ・集会場又は公会堂
- ・展示場
- ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く）
- ・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
- ・体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場 等

○要請内容

宮崎市、日向市、門川町（措置区域）

[法第24条第9項]

- ・午後8時以降も開業する千㎡超の施設は8月27日から9月12日までの間、午後8時から翌日午前5時まで営業を行わないこと（イベント開催時や映画館は午後9時まで）

<協力金について>

遅くとも8月30日から9月12日までの期間を通して協力いただいた場合、次により協力金を支給（※）

①大規模施設（千㎡超の施設）

時短営業した面積千㎡毎に日額20万円×時短率（短縮した時間/本来の営業時間）

②テナント（上記大規模施設の一部を賃借する事業者）

時短営業した面積百㎡毎に日額2万円×時短率（短縮した時間/本来の営業時間）

※8月27日、8月28日又は8月29日から協力した場合は加算

※劇場、集会場、ホテル・旅館等の一部施設は協力金の対象外

[法第31条の6第1項]

- ・大規模商業施設においては人数管理・制限、誘導等施設に応じた入場者の整理等を徹底すること

[法第24条第9項]

- ・百貨店の地下の食品売り場については、人数管理・制限、誘導等施設に応じた入場者の整理等を徹底すること

(4) 催物（イベント等）の主催者への要請

○要請内容

[法第24条第9項]

- ・ 収容率50%以内かつ上限5,000人以下で感染防止対策を徹底して行うこと
- ・ イートインコーナーやテーブルの設置など会食につながる場면을制限すること
- ・ イベントの開催時間は21時までとすること

(5) 事業者全体への要請等

○要請内容

[法第24条第9項]

- ・ 業種別ガイドラインを遵守すること

[協力依頼]

- ・ 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等の接触機会低減に向けた取組みを推進すること。

(6) その他

○学校の取組

- ・ 8月31日まで原則として部活動は中止とする。
- ・ 学校において陽性者が判明した場合は、保健所の判断を待たずに生徒を全員自宅待機（保健所による濃厚接触者の特定を待って、登校できる範囲を決定）とする。
- ・ 家庭での「毎朝の検温」「マスク着用」「手洗い」の徹底とともに、学校への持ち込みを防ぐため、「風邪症状がある場合」、「同居の方が、感染もしくは感染の疑いがある場合」には、登校をさせずに、医療機関へ相談することの徹底を図る。
- ・ やむを得ず学校に登校できない生徒等へのオンラインを活用した学習指導の実施
- ・ 教職員や速やかな帰宅が困難な児童生徒への抗原簡易キットの活用
- ・ ワクチン接種を希望する教職員に対し、県の大規模接種の案内、早期接種の呼びかけ

※私立学校についても、必要な対策の検討・実施を要請

○県有施設

- ・ 施設の特性を踏まえて閉鎖等の対応を行う（※政府分科会の提言により、感染リスクが低いとされている美術館、博物館、図書館などは、感染防止対策を徹底した上で開館）

○今後の県主催イベント

- ・ 当面の間、中止・延期又はオンライン開催とする（※やむを得ず開催が必要なイベントは、感染防止対策を徹底し、規模縮小等により開催）